

参加表明書及び技術提案書作成要領についての質問回答

令和4年7月27日時点

質問事項	回 答
<p>公告「2. 参加資格」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(様式3) は担当予定の技術者全てを記載する必要がありますか。また、技術者の人数の多寡が評価に影響しますか。</li> <li>・(様式3)に記載する技術者について、代表構成員に属する担当技術者に国家資格等は求められますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(様式3) は、担当予定の技術者全てを記載する必要はありません。また、取組体制、チームの特徴に対する評価は、適正な業務が実施可能な体制(組織体制、配置人員の能力及び人数等)により行います。</li> <li>・(様式3)代表構成員に属する担当技術者に、国家資格等は求めています。</li> </ul>
<p>公告「5. 技術提案」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業及び技術者の同種業務等の実績は他支店で契約した者でも支障ないでしょうか。技術提案書の評価項目であることは承知しておりますが、参加表明書に記載する管理技術者等の選定に係るため、確認させていただきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書の同種・類似業務の評価は、企業 …他支店の実績も評価対象です。技術者…他支店で契約した者でも、当該技術者が同種・類似業務の実績があれば評価対象です。</li> </ul>
<p>公告「8. 日程」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加表明書に関する質問の回答予定をご教示ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加表明書に関する質問の回答は、7月28日までに回答します。(県ホームページに公開)</li> </ul>